



大津市避難所運営マニュアル

新型コロナウイルス感染症対応編（暫定版）

令和2年6月 作成

令和2年8月 改訂

令和3年3月 改訂

大 津 市

大津市避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対応編（暫定版）について

新型コロナウイルス感染症については、令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づく政府対策本部が設置され、令和2年4月7日に特措法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされました。そして、同感染症は、日本国内のみならず、世界規模で感染が拡大し、多くの死者が出ています。

同感染症の感染が拡大している状況において地震や豪雨といった災害が発生した場合は、医療機関の受け入れ体制の逼迫により救急対応が出来ない可能性があること、海外からの資材供給の中断により住宅の再建が困難となること、地域間での移動や接触して対応することの制約によりボランティアの助けを得ることができないといった課題があります。また、不特定多数の方が避難生活を送る避難所の中では感染が拡大するおそれがあります。このような中で、避難所を開設する場合には、手洗いや咳エチケットの基本的な感染症対策や感染リスクが高くなる3つの条件「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」（以下「3密」という。）の回避など、感染症対策に万全を期することが重要となります。

また、避難所が過密状態になることを避けるため、親戚や友人の家などへの避難を推奨することや近隣の避難所の開設も行う必要があります。

本市では、地域と連携しながら、避難所運営マニュアルに基づき避難所運営にあたっているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、感染症対策部分を補足したマニュアルを作成しました。市担当者、施設管理者、避難者リーダー等はこのマニュアルを十分理解し行動してください。

また、このマニュアルは暫定版であり、今後、国や県のマニュアルが作成された場合は随時見直していきます。

各地域でマニュアルを活用される際には、地域や避難所となる施設の実情に十分配慮し、状況に応じて内容を見直し、適宜追加・修正をお願いします。

また、本マニュアルの確認と併せて、「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト」も活用していただき、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を円滑に行うための具体的な役割分担・手順の事前確認をお願いします。

《フロー図》

※感染回避は大切ですが、まずは自分の命を守る行動を！

《原則》災害発生前に、在宅・親戚や知人宅への避難の検討（感染防止対策）

避難者

風邪症状等
がない人

※1「相談・受診の目安」に該当する人は、かかりつけ医や近くの診療所・クリニックに相談（危険が迫っている場合は、直ちに避難し安全な場所へ避難後相談）

※マスクを着用して避難

避難所での受入

- ・検温
- ・体調聞き取り
- ・発熱・呼吸困難・咳
- ・倦怠感などの症状

有

受診・相談センターへ
電話相談※2
077-526-5411

時間を
要する
場合

A：検査まで時間を要する場合、避難所へ避難。受付で症状を申告し、センターからの連絡があるまで専用個室で待機

直ちに受診・検査
できる場合

医療機関等へ受診

感染症検査不要

感染症検査必要

無

一般避難所への入室

- ・共同トイレの設置
- ・共同食事場所（離れての食事）
- ・避難所の衛生環境の確保
- ・十分な換気の実施、スペースの確保
- ・感染拡大防止のための間仕切り等の設置
- ・避難所の衛生対策の実施（定期的な健康状態の把握）
- ・手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

※結果判明まで

B：時間を要する場合、避難所受付で検査結果待ちの旨を連絡し、検査結果の連絡があるまで専用個室で待機

陽性

入院

陰性

避難所での隔離した
スペース（個室）等への入室

- ・専用トイレの設置
- ・食事の提供（食料班から配給）
- ・避難所の衛生環境の確保
- ・十分な換気の実施、スペースの確保
- ・感染拡大防止のための間仕切り等の設置
- ・避難所の衛生対策の実施（定期的な健康状態の把握）
- ・手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

※新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある避難者専用個室（A・B）と違うスペースにすること。

※1「相談・受診の目安」

- ・発熱・のどの痛み・頭痛・下痢・体のだるさ・においや味がわかりにくい等

※2「受診・相談センター」では、相談・受診の目安に合致する方を医療機関につなぐため、必ずしも全ての相談者が受診・検査対象とはならないことに留意。

受診・検査対象とならなかった方は、症状が消失するまで、避難所での隔離したスペース等での対応が必要

《フロー図》	2
はじめに	4
準備期における避難所運営	7
1 避難所開設に向けた事前準備	
(1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設	8
(2) 避難所のレイアウト等の検討	8
(3) 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握	8
(4) 避難者の健康管理	9
(5) 発熱者等のための専用スペースの確保	9
(6) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応	10
(7) 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応	10
(8) 住民への周知	10
(9) 避難所運営を行う職員等の安全の確保	11
2 災害時の対応	
(1) 住民への周知	11
(2) 避難所における感染症対策	11
(3) 避難者の健康管理	12
(4) 発熱者等の対応	12
(5) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応	12
(6) 自宅療養者及び濃厚接触者の対応	12
【参考資料】	13

はじめに

避難所は、地震や風水害により住宅を失った人や住宅が倒壊するおそれがある方への一時的な宿泊場所です。在宅避難に不安のある方についても避難所への避難は可能ですが、不特定多数の市民が同じ空間に避難することによる感染のおそれがあるため、避難者は、安全な場所にある親戚や知人宅などに避難することも事前に検討することが必要です。

しかしながら、知人宅等に避難できず重症でありながらも自宅で避難することで症状が悪化し、また死亡するような最悪な事態を招くことのないよう、感染者等が避難することも想定しながら、市及び防災リーダーは本マニュアル等参考に避難所運営にあたることが重要です。また、避難所運営委員等は、施設内の無症状病原体保有者からの感染を拡大させないように避難所内の感染症対策を講じる必要があります。

(1) 新型コロナウイルス等の感染症対策を想定した避難所運営対応方針

〈命を守る避難体制の整理〉

- ・感染症を恐れて避難行動を自制することのないように周知する
- ・新型コロナウイルス感染症の検査結果待機者、自宅療養者及び無症状病原体保有者等の避難先の整理

〈3密を避けるための避難所の確保と整備〉

- ・小中学校における教室の活用及び自立式テント等の小規模避難の環境整備
- ・民間施設や指定避難所以外の施設を活用した避難所の確保

〈避難所における感染予防や衛生環境の考え方の周知〉

- ・避難所運営者の感染予防等に関する知識の習得（ゾーニング方法と感染予防方法）
- ・感染症対策における備蓄資機材や代替え品等の活用

〈住民への感染予防方法の周知〉

- ・避難者への感染予防方法の周知

〈市と滋賀県、医療機関及び大津市三師会との事前調整〉

- ・自宅療養者と宿泊療養者への事前の連絡と避難方法の周知
- ・ホテル等民間施設への感染者受入に伴う感染者サポート実施の取り決め
- ・検査結果待ちの自宅待機者、自宅療養者及び無症状病原体保有者への事前の連絡と避難方法の周知
- ・避難所で新型コロナウイルス感染症が疑われる方がいる場合の連絡先や検査の結果陽性であった場合の対応の取り決め
- ・医療従事者の感染防止対策の検討と医療救護班の派遣調整

(2) 避難方法

避難者は、感染リスクの程度により避難の形態が異なることから、風水害による浸水や、土砂災害の危険が迫っている場合や地震発生後、建物の倒壊や火

災等の危険が迫った場合に、まず身の安全を図り、自らの判断や避難誘導等により避難場所・避難所等へ避難します。

建物等の危険がなくなり、自宅が被害を免れた方は自宅へ戻りますが、倒壊や焼失等で自宅へ戻れない方は避難所で避難を続けます。

なお、火災の延焼等で当該避難所が危険な状況になった場合、避難所運営委員等は、避難者を屋外等の避難場所へ誘導し、危険要因がなくなった後に再度、安全な避難所へ誘導します。

発熱や風邪症状のある方は、なるべく人との間隔を保ち、避難所に避難した場合でも、感染拡大防止の観点から、体育館などの密閉された空間に入らず、速やかに避難所受付に申し出て、専用の部屋に避難するなど、避難所運営員の指示に従ってください。

POINT

○新型コロナウイルス等の感染症対策を想定した避難所運営例

- ・親戚、知人宅への誘導
- ・避難者の咳エチケット、手洗いの徹底
- ・避難所内での施設ごとによるゾーニングの実施（感染疑い者専用建物）
- ・避難所内の過密防止対策の徹底
- ・避難所外施設（指定避難所以外の施設）の活用及びホテルや旅館の活用

○災害により住宅を失った人や住宅が倒壊するおそれがある方たちへ、一時的に宿泊場所を提供します。

○感染者が避難されてくることを想定し、建物内や動線を分け、感染拡大を防止します。

○公共交通機関の遮断等により、帰宅困難となった方たちへ、一時的に待機する場所を提供します。

○在宅避難や車中避難をしている方へ、必要な情報や飲料水及び食糧等の物資を提供します。

○発熱や風邪症状のある方は新型コロナウイルス感染症に罹患している可能性があり、避難スペースや動線が分離されていない避難所では感染拡大のリスクがあることから一般の避難者と同様に滞在することが適当ではありません。被害リスクの少ない地域への避難の検討（親戚や知人宅）も検討しましょう。なお、避難先の家庭に高齢者や基礎疾患のある方、妊婦等がいる場合はそのお宅への避難は避けてください。

○指定避難所での避難が困難な場合は、滋賀県と連携しながら、指定避難所以外の民間施設（ホテル・旅館等）の確保に努めますが食料等の配布が困難なことが予測されることから、食料を持って避難施設に避難しましょう。

○大規模な地震等で指定避難所以外の民間施設の確保ができない場合は、市内指定避難所以外の公共施設を感染者用避難所として活用します。

用語	内容
汚染エリア	外部から入ってきた人がいるスペース（エントランス、入口、事務室などの窓口）
グレーエリア	体調チェック、手指衛生などを行うスペース、更衣室、会議室、食事をとる休憩室
専用のスペース （専用スペース）	発熱、咳等の症状が出た者が滞在する避難所での隔離したスペース（個室）
クリーンエリア	感染していない避難者のいるスペース
クラスター	集団感染
ゾーニング	空間を用途別に分けて配置すること
事前受付	総合受付前に、体調不良者等を振り分ける受付
スクリーニング	対象者を選別する
自宅療養者	検査の結果、新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅で療養している方
宿泊療養者	検査の結果、新型コロナウイルス感染症と診断され、滋賀県等により確保されたホテル等施設で療養している方
濃厚接触者	新型コロナウイルス感染症の患者との濃厚接触者
無症状病原体保有者	症状はないが、新型コロナウイルス感染症と診断された者
滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	滋賀県に設置された、患者受け入れを調整する機能を持つ組織や部門
避難所運営委員会	避難所の運営に関し、避難者が主体的に協議、決定するため、避難者の代表者、市担当者、施設管理者等で構成する運営機関

準備期における避難所運営

避難所開設準備・運営の概要と役割

(1) 避難所開設運営の概要と役割

避難所の開設・運営は、市災害対策本部長が、災害の状況に応じて避難の勧告や指示を行うほか、避難所の設置場所を定め、開設を指示し、担当の市職員を派遣して開設及び初期の運営を担わせることとなっています。

また、災害が夜間等に発生するなどの緊急時に、自主的な避難が必要な場合には、市災害対策本部長の指示がなくとも、施設管理者や派遣された市職員等が避難所の開設準備を行い、避難者を受け入れ、避難所の開設・初期運営を行うこととなっています。

しかし、災害の規模が大きい場合には、市職員の到着の遅れや被災等により、避難所の開設や避難所運営へ支障をきたすことから、避難所運営委員会が中心となって自主的に避難所を開設し運営を行うこととなります。しかしながら、感染症に対する対応も急務となるため、市職員を迅速に派遣し、感染予防対策も含めた避難所の運営を行います。

①本部

市長が災害対策本部長として、原則、市役所本庁新館2階災害対策本部室に本部を設置し、本部員会議により、災害の状況に応じた対応方針等を決定します。また、避難所へ避難所担当員を派遣します。

②避難所担当員

避難所担当員は、避難所を開設し、避難所運営委員会及び施設管理者と連携し、避難所運営の取りまとめを行うとともに、市災害対策本部との連絡調整等を行い、円滑な避難所運営を推進します。また、クラスターが発生することを想定し、市保健所と連携の上、衛生環境の向上に努めます。

③施設管理者

施設管理者は、緊急に避難所を開設する必要がある場合に避難所を開設し、住民が組織する避難所運営委員会による避難所運営が軌道に乗るまでの間、本務に支障のない範囲内で避難所運営を行うとともに、運営委員会と連携し、使用する施設の維持管理及び円滑な避難所運営の支援を行います。また、施設の開放における感染症対策について、避難所運営委員会と連絡を密にします。

④避難者(地域住民や帰宅困難者等)

避難所では、さまざまな感染症が発症する恐れがあることから、新型コロナウイルス感染症に限らず、衛生状態を保つため、手洗い、消毒、マスク等を積極的に使用し、感染予防対策を自ら実施します。

- 1 避難所開設に向けた事前準備（市担当者/施設管理者/（避難者リーダー））
避難所開設での感染を防ぐための事前準備 チェックリストを活用し、避難所開設までに感染防止対策等を実施する。

(1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

市は避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、発生する災害や避難者数等を想定し、できる限り多くの避難所を確保する。

①指定避難所以外の避難所（以下「臨時避難所」という。）の選定・確保

ア 発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人数を考慮し、臨時避難所の確保を検討する。

※小中学校体育館以外の指定避難所の開設も考慮する。

※体育館等が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。

※居住区では、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保することに留意する。

イ 臨時避難所の開設が必要な場合は、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、地域の実情に応じて県有施設等の利用やホテル・旅館等の活用等も検討する。

※ホテル・旅館等の活用にあたっては事前に協定の締結等を行うよう努める。

ウ 地域の自治会館等の一時避難所を活用し、避難所が密にならないよう努める。

エ 建物の安全確認や、施設管理者、地域住民及び自主防災組織の役員等避難者の代表者と必要事項を協議する。（利用する施設の範囲や用途の決定、利用できる設備や資機材の確認等を実施。）

オ 避難所運営時の具体的な役割分担、手順を確認する。

（ア）滋賀県と連携し、県内市町指定避難所の利用についても検討し、あらかじめ防災協定を締結している市町等の協力を得る。

（イ）臨時避難所への支援体制の構築

適切な情報発信、必要な物資・資材供給等が行える体制を整備する。

(2) 避難所のレイアウト等の検討

避難者リーダーは市と連携し、避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストを活用し、下記の事項を検討する。

① 避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるようレイアウトを検討する。

② 発熱、咳等の症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(3) 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握

市は、想定避難者の数や避難所の状況に応じて、下記のとおり物資・資材等の準備状況及び必要数を把握する。

- ① 物資・資材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する。
また、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。
- ② 事前に準備しておくことが適当な物資・資材等
 - ア 基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
 - イ 避難者等の健康管理用：非接触型体温計、血圧計 など
 - ウ 避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋・ガウン・ゴーグルなど
 - エ その他資材：パーティション（間仕切り）、ビニールシート、段ボール、テント、仮設トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド など

(4) 避難者の健康管理

市は、避難者の健康状態の確認について、市保健所及び医療関係者等と適切な対応を事前に検討する。

- ① 医療関係者に対し、発熱、咳等の症状が出た者（以下「発熱者等」という。）の対応方法を事前に確認し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。
- ② 避難所等（車中泊、テント泊含む。）に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための体制を整備する。
- ③ 避難者の健康状態を効率的に把握するため、「感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を準備する。
- ④ 避難者が新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合に備え、保健所と連絡体制を整備する。また、当該避難者に係る隔離方法や世話をを行う職員等の防護体制のほか、その他避難者に係る対応方法等を保健所と協議する。
- ⑤ 避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する。

(5) 発熱者等のための専用スペースの確保

市は、避難所での感染を防ぐため事前準備チェックリストを活用し、発熱者等のための専用スペースの確保に努める。

- ① 発熱者等のために、専用のスペースを確保し、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。
※ 体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用等を検討する。
※ 専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレ等の確保を検討する。
- ② 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- ③ 個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティション（間仕切り）、ビニールシート及びテント等を準備する。
- ④ 各避難所に専用のスペースを確保できない場合は、発熱者等専用の避難所

(個室が確保しやすい施設) の設置を検討する。

- ⑤ 発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(6) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

基本的には病院への入院となるが、軽症の場合であっても、一般の避難所に滞在することは適当でないため、市は、市保健所との間で事前に協議を行い、一般の避難所とは別の避難先、移送方法及び移送する際の役割分担・手順等についてあらかじめ決めておく。また、発症者が滞在していた区域を特定し、保健所等により、当該区域の消毒を実施する。(発症者が使用していたリネン等は廃棄する。)

(7) 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応

(感染者は原則入院対応となる)

市は、自宅療養者及び濃厚接触者の避難支援を円滑に行うため、市保健所との間で事前に協議を行い、一般の避難所とは別の避難先、避難に関する事前の周知方法、避難支援の役割分担・手順及び連絡体制等についてあらかじめ決めておく。

(8) 住民への周知

市は、広報紙及びホームページ等を活用し、以下の点について広く住民に周知する。

①自宅の安全確保

自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。

②指定避難所及び臨時避難所の所在地

自宅からの適切な避難所を確認すること。

③避難所以外への避難の検討

ア 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。

イ 学校のグラウンド等におけるテント泊や車中泊を検討すること。

※ 換気等を十分行うよう注意する。

※ 災害によってはテント泊が適さない場合があることに注意する。

※ 車中泊はエコノミークラス症候群に注意する。

ウ 安全が確保できるホテル・旅館等への避難を検討すること。

④必要な物資等の持参

市の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品(タオル、歯ブラシ)等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。

⑤避難時に発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者の場合

避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。

(9) 避難所運営を行う職員等の安全の確保

市は、避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を事前に実施する。

2 災害時の対応

市は、避難所リーダー等と連携し、避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストを活用し、避難所開設時には、感染防止対策等を実施する。

(1) 住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に次の事項を周知する。

- ① 上記1（8）記載の住民への周知内容。

(2) 避難所における感染症対策

- ① 避難所開設での感染を防ぐための事前準備 チェックリストを活用し、基本的な感染対策を徹底する。
- ② 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。
- ③ アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- ④ 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。
※ 熱がこもりやすく、喉の渇きを感じにくくなることから水分摂取量が低下するため、夏場は熱中症に注意する。
- ⑤ 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- ⑥ 避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保する。
※ 換気は定期的（1時間に2回程度）に行う。
※ 居住区では、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保し、パーティション（間仕切り）やテントを活用する。
- ⑦ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。
- ⑧ 段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- ⑨ 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。
- ⑩ 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等と呼びかけるポスター等を掲示する。

(3) 避難者の健康管理

- ① 避難者が避難所に到着した時点で健康チェックリストを活用し、検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行う。（事前受付による振り分けを実施する。）併せて、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。（ボランティアスタッフ等も同様とする。）
- ② 健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者は受診・相談センターへ電話相談し、受診やPCR検査等の対象となるか確認を行なう。受診や検査まで時間を要する場合は、専用のスペースに隔離する。
- ③ 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。
- ④ 車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。
※車中泊はエコノミークラス症候群に注意する。
- ⑤ 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。（基礎疾患等の個人情報への取扱いには十分留意する。）

(4) 発熱者等の対応

- ① 発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーティション（間仕切り）、テント、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫する。
- ② 発熱者等が出た場合に医師等への受診や相談が出来ない場合は、受診・相談センターへ電話相談し受診やPCR検査等の対象となるか確認を行なう。受診や検査まで時間を要する場合は、専用のスペースに隔離する。
- ③ 発熱者等の処遇は、医師等の判断に従う。
- ④ 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う（結果が出るまでの避難場所等の対応について県と調整中）。
- ⑤ 発熱者等の専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための特別なスタッフを配置する。当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。
- ⑥ 発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

(5) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応 市保健所と行った上記1（6）の協議に基づき対応する。

(6) 自宅療養者及び濃厚接触者の対応 市保健所と行った上記1（7）の協議に基づき対応する。

【参考】避難者向け資料

○ 避難所での新型コロナウイルス感染症対策

避難所での感染症対策として、避難所開設での感染を防ぐため事前準備チェックリストを活用し、避難所内での感染防止を徹底してください。

1 大規模な災害発生に備え

(1) 避難の検討

○ 親戚や友人の家等への避難の検討

避難生活が必要な場合は、避難所が過密状態になることを防ぐため可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討しましょう。

○ 自宅療養者等の避難の検討

新型コロナウイルス感染症の軽症者で自宅療養等を行っている場合は、各都道府県の電話相談窓口へ事前に相談しましょう。

(2) 避難所での心構え

○ 健康状態の確認

避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認しましょう。

2 避難所での感染を防ぐポイント

(1) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

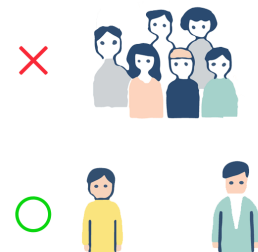
○ 頻繁に手洗いをしてください。特に手すりやドアといった共用部分に触れた時などは手洗いをしましょう。

○ マスクがある場合は持参のうえ正しく着用し、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底しましょう。



(2) 十分な換気の実施、スペースの確保等

○ 避難所では換気を心がけ、人との距離をとって感染を予防しましょう。可能な限り密閉・密集・密接の「3密」を避けてください。



出典：内閣府「[避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について](#)」

避難する場合持っていったほうが良いもの

- ウェットティッシュ
- 消毒液（アルコール、液体石鹸）
- マスク
- タオル、てぬぐい（マスクの代わりに）
- 体温計
- スリッパ
- 歯ブラシ
- 着替え
- お薬手帳
- 常備薬



3 避難したとき、気をつけるべきポイント

どのような場合、避難所を利用すべきなのか。被災のリスクと感染のリスクとを天秤にかけ、判断をすることが避難をする人々にも求められます。

公衆衛生の専門家、浜松医科大学の尾島俊之教授によると

- 「避難所での避難には一定の感染リスクがあることから、ハザードマップなどを確認して、自分の家が実際に危険なエリアである場合、また住み続けることが困難な被害がある場合には避難をするのが良い」
- また避難所だけでなく「親戚や友人の家などで、比較的広さに余裕があるところに避難が可能な場合は、そうした場所へ避難するのも良い」
- 「大きな規模の災害が発生した際には、水、食料、マスク、消毒液、ウェットティッシュなどを避難に差し支えない分量で持っていく」
- 「天気の良い日は外に出て、適宜距離を置きながら散歩や体操をする、心の状態にも気を付けて相談するといったことも重要」と強調されている。



出典：BuzzFeed Japan「[新型コロナと災害 考えておくべき専門家が指摘するリスク](#)」

大津市避難所運営マニュアル
新型コロナウイルス感染症対応編
作成：令和 2年6月
改訂：令和 2年8月
令和 3年3月
大津市
(担当) 総務部 危機・防災対策課